尾鷲市農業委員会　令和７年４月定例会　議事録

１．開催日時：令和７年４月７日（月）午前１０時００分から午前１０時５０分

２．開催場所：尾鷲市立中央公民館１階小会議室（円卓）

３．出席委員（８名）

会長	３番　髙村　敦夫
委員	１番　庄司　和稔
	２番　北村　都志雄
	４番　野田　泰史
	５番　黒　次美
	６番　三鬼　早織
	７番　日下　浩辰
	８番　塩津　史子

農地利用最適化推進委員	相賀　康史
	濵野　薫久

４．欠席委員

５．議事日程

１．農地法第５条の規定による許可について

２．その他

６．農業委員会事務局職員

事務局長	芝山　有朋
事務局次長	野田　憲市
事務局書記	坂下　鞠花

７．会議の概要

議長	定刻となりましたので４月の農業委員会を始めますのでよろしくお願いします。 新年度になりまして局内にも人事異動がありました。局長より紹介させていただきます。
事務局長	今年度の水産農林課の人事異動と配置につきましてご説明させていただきます。わたしと○○は変更ありません。○○は課内異動ということで、林業担当となりました。○○の後任と致しまして、税務課より異動してきました○○が農業委員会事務局担当となります。○○は農林水産省に戻りまして、○○の後任として今まで農林水産省に２年間人事交流として派遣されていた○○が着任します。今年もよろしくお願いします。
議長	それでは本日の署名委員さんを指名させていただきます。 ○○番の○○さん、○○番の○○さん、よろしくお願いします。 それでは、議案第一号の審議に入ります。 議案第一号農地法第５条の規定による許可について、事務局から説明をお願いします。
事務局	農地法第５条の規定による許可についてご説明します。関係資料１ページをご覧ください。所在は尾鷲市○○町○○番○○及び○○、地目は○○です。面積は１，０９６ｍ²、２３９ｍ²となります。譲渡人は尾鷲市○○町○○番○○号に在住の○○さんです。譲受人は大阪市○○区○○番○○号○○に在住の○○さんです。申請理由といたしましては、所有権の移転により農地を取得し太陽光発電設備を設置し、売電事業を行うためです。以上になります。
議長	ありがとうございます。 では、紹介委員の○○委員お願いします。
○○委員	第１号議案について説明させていただきます。 概要につきまして、ただいま事務局から説明があったとおりです。重複するところもありますが、よろしくお願いします。 農地の場所については、ＪＲ○○駅より○○方面に向かって直進で約１．５キロになります。休校中の○○中学校から約３００ｍ。○○近くのＪＲ紀勢本線の線路山側にあたります。資料２ページをご覧ください。農

地所在地は、尾鷲市○○町○○番○○、地目は○○。面積は１，０９６㎡。と○○番○○、地目は○○。面積は２３９㎡。合計１３３５㎡。約４０３坪になります。譲渡人は尾鷲市○○町○○番○○号に在住の○○さん、譲受人は大阪市○○区○○番○○号○○に在住の○○さんです。所有権の移転により当該農地を取得し太陽光発電設備を設置し、売電事業を行うためです。6番に記載されているように農地転用による生ずる内容についても問題はないようです。取水・汚水の排水もなく、雨水はもともと田んぼであったことから自然透過されます。当然、周囲にはフェンスも設置し安全対策も施されます。加えて隣接農地所有者にも事業計画を説明し、了解を得ているとのことです。

資料５ページから９ページは、会社の履歴事項です。資料１０ページと１１ページは、土地の位置及び形状の図面にあたります。赤枠の場所が当該農地となります。

資料の２５ページは、土地付近の地図です。２６ページには、当該農地の現況写真となります。道に面して便利もよく、日当たりもよい場所です。

資料１２ページから２１ページにつきましては、事業計画等の書類となります。

なお、今回の農地法第５条の申請にあたり、資料２２ページにありますが、代替候補地を検討したようですが、当該農地しか適地がなかったとのことでした。また、農地転用については、農業振興地域は原則不許可となりますが、当該農地は農業振興地域ではありません。ご審議よろしくお願いします。

議長

説明が終わりましたが、何か質問等はございませんか。

事務局長

当該農地は、地域おこし協力隊の○○さんが着任したときに、農地を探していて候補地のなかの１つでした。もともと埋め立てを行ったところで農地としては適切でないという判断をした農地になります。

○○委員

すごくきれいなところですが、どなたかが手入れをされていたんですか。

事務局長

持ち主である○○さんが行っていたそうです。

○○委員	最近はシルバー人材センターへ委託していたそうです。
○○委員	少し気になることがあります。太陽光発電事業となりますと、ソーラーパネルのみ設置し、手入れ等しないことが問題になることがありますが、今回の譲渡人がしっかり手入れ等の管理していただけるか不安です。
事務局	一般論になりますが、太陽光発電設備を設置したあと手入れ等せずにいるとショートの原因になったりしてしまうので、発電設備としての効率も落ち、故障の原因にもなります。ですので、必要最低限の管理は行われるはずと考えています。近年問題となっていることは、太陽光パネルの対応年数終了後放置されることです。きちんと解体し撤収ということができるのかということが全国的に問題視されています。ですが、国への補助金内容をしては対応年数１７年間で設置、売電、処分までの事業計画を提出しなければいけないことになっております。
○○委員	太陽光パネルを設置するということについては尾鷲市として規制はありますか。景観規制という形での規制はありますか。
事務局	尾鷲市独自の規制はありません。
○○委員	推奨でも規制でもないとうことですか。
事務局	尾鷲市で令和４年ゼロカーボンシティ宣言を行いました。そのテーマとしては、「１００年先までこの美しい町尾鷲を残す」となっています。美しい町という意味には、景観も含まれており、今回の太陽光発電設備の設置に関して推奨も規制もしないということになりました。
○○委員	譲受人にあたる方は尾鷲市においてほかにも太陽光発電設備の設置をしていますか。
事務局	過去の事例はありません。尾鷲市外での設置記録はあるようです。
○○委員	この太陽光発電設備を設置し発電した電気は尾鷲市内で消費されるのでしょうか。

事務局	譲受人の考え方もあると思いますが、蓄電した結果、売電先の判断で電気の消費先が決まるのではないかと思われます。
○○委員	尾鷲市のなかで電気が消費され、クリーンエネルギーとして使用されることが一番良いのではないかと感じました。景観だけが悪くなるということは避けたい事例なのではないかと思います。
○○委員	売電先までの資料はありますか。
○○委員	２０ページに○○会社に売電すると記載がありますね。
議長	他に意見や質問ありませんか。 それでは、この案件につきまして賛成の方は挙手をお願いします。 （挙手全員）
議長	はい、挙手全員ありがとうございます。 以上で審議案件を終了します。 その他、何かありませんか。事務局お願いします。
事務局	中間管理機構を経由した案件の資料が整いましたので報告させていただきます。１枚目は権利設定の詳細な資料となります。こちらは○○さんより○○へ権利移動する資料です。全部で５筆あり、５筆あわせて賃貸借料５，０００円。契約成立となっております。こちらは三重県の公告の日より１０年間の契約となっております。原則、中間管理機構を経由して契約する場合、担い手さんの希望がない場合は１０年間となっています。 資料２枚めくっていただくと、担い手○○さんの経営状況調書になります。現在の農地面積数・農機具の所有状況・農業への従事者数が明記されています。
○○委員	○○さんは柑橘類を育てるということですが、主に育てる果物はなんですか
事務局	甘夏とデコポンになります。

事務局	資料１枚めくってください。次の方が○○さんの権利移動になります。全部で４筆あり、賃貸借料５，０００円となっております。こちらも公告の日より１０年間となっています。資料２枚めくってください。○○さんの経営状況調書となります。 資料１枚めくってください。○○さんの権利移動になります。○○さんは地域おこし協力隊に着任され、現在までに向井地域で野菜の栽培をされています。市民農園のアドバイザーとしても活躍されている人物になります。○○さんは１筆になり、賃貸借料５，０００円で契約となっております。資料２枚めくっていただきまして、○○さんの経営状況調書になります。 資料１枚めくっていただくと、権利移動の結果の航空写真がございます。①と②の場所は山奥に入っていくのですが、③と④に関しては道路に面している場所となっております。 資料１枚めくっていただきますと現況写真となります。現在も甘夏やデコポン栽培されている状態になります。２枚めくっていただくと航空図の③と④の現況写真となります。
○○委員	現在、甘夏の木はどんな状態でしょうか。老木になっていたりはしていませんか。
事務局	航空図でいうと①と②に関しては問題ないとおもいますが、③は老木が多いところになります。伐根して植え替えを行いたいと担い手の○○さんもおっしゃっておりました。
議長	それでは、これにて４月の農業委員会を閉会いたします。

議事録署名委員

議事録署名委員